

公益社団法人北海道社会福祉士会の役員や職員等の派遣に関する規程

規程第24号

2007年11月3日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）に対して、関係団体、諸機関から役員、委員、講師派遣に関する要請のあった場合について定める。

(派遣先)

第2条 派遣先は、理事会または会長が必要と認めた団体、機関とする。

(派遣役員)

第3条 派遣役員は次の中から選ぶ。

- (1) 会長
- (2) 理事
- (3) 事務局長
- (4) 事務局職員
- (5) 会員

2 派遣役員、委員、講師は、会長が命ずる。

(旅費・交通費)

第4条 旅費・交通費の支払いは、次のようにする。

- (1) 派遣先から旅費・交通費が支払われる場合は、本会からは支払われない。
- (2) 前号に該当しない場合は、本会費用弁償に関する規則（規則第3号）または、本会事務局職員出張旅費規程（規程第14号）に則る。

(謝金)

第5条 謝金の扱いは次のようにする。

- (1) 事務局長、もしくは事務局職員が派遣された場合は、謝金は本会の収入として扱う。
- (2) 会長、役員、もしくは会員が派遣された場合は、当事者の収入として扱う。

(職務との関係)

第6条 事務局長、もしくは事務局職員が派遣された場合は、職務として扱う。

(制限事項)

第7条 事務局長及び事務局職員は、職務に関わる事項について個人として役員、委員、講師等を引き受けることはできない。

2 ここでいう職務に関わる事項とは次のことをいう。

(1) 本会宛の依頼事項

(2) 明らかに役職、職位に基づく依頼事項

(3) 明らかに現業務に基づく依頼事項

3 前項の判断が難しい場合は、会長が判断する。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2007年11月3日から施行する。

2 この規程は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。